

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生の実施状況

ア 安全衛生管理

職員の安全の確保及び健康の保持増進を図り、快適な職場環境を実現するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び福島県職員安全衛生管理規程（昭和58年福島県訓令第11号）に基づき、安全管理者、衛生管理者、産業医等を選任するとともに、衛生委員会、安全衛生委員会等を設置し、職員の安全衛生管理に努めています。

イ 職員の健康管理

疾病の予防、早期発見を図るため、労働安全衛生法に基づき、「胸部健康診断」、「成人病予防健康診断」、「特別健康診断」などの各種健康診断等を実施し、職員の健康管理に努めています。

平成18年度の実施状況は、次のとおりです。

(7) 健康診断の実施状況

a 知事部局等（教育委員会及び警察本部を除く。）

健康診断種別	実施主体	対象者数	受診者数	受診率 (%)
胸部健康診断	県	5,044	4,925	97.6
特別健康診断	県	1,377	2,311	83.9
成人病予防健康診断（35歳以上）	県	3,266	3,205	98.1
成人病予防健康診断（35歳未満）	県	1,819	1,773	97.5
新規採用職員健康診断	県	107	104	97.2
婦人科健康診断（子宮がん）	県	413	376	91.0
婦人科健康診断（乳がん）	県	173	165	95.4
人間ドック健康診断	県・共済組合	2,016	2,003	99.4
VDT作業従事職員健康診断	県	5,088	3,603	70.8

(注) 特別健康診断の受診者数は、年2回実施の延べ人数です。

b 病院局（※健康診断は、病院局においても別途実施しています。（人間ドックを除く））

健康診断種別	実施主体	対象者数	受診者数	受診率 (%)
胸部健康診断	病院局	1,031	886	85.9
特別健康診断	病院局	1,125	1,024	92.6
成人病予防健康診断（35歳以上）	病院局	655	586	89.5
成人病予防健康診断（35歳未満）	病院局	332	272	81.9
新規採用職員健康診断	病院局	44	36	81.8
婦人科健康診断（子宮がん）	病院局	257	201	78.2
婦人科健康診断（乳がん）	病院局	147	118	80.3
人間ドック健康診断	県 共済組合 共助会	195	195	100.0
VDT作業特定従事職員健康診断	病院局	237	117	49.4

(注) 特別健康診断の対象者数及び受診者数は、延べ人数です。

c 教育委員会

健康診断種別	実施主体	対象者数	受診者数	受診率 (%)
新規採用教職員健康診断	県(教)	94	94	100.0
教職員定期健康診断	県(教)	5,463	5,193	95.1
教職員結核健康診断	県(教)	5,463	4,467	81.8
VDT作業従事教職員健康診断	県(教)	5,219	4,552	87.2
教職員人間ドック(脳ドック含む)	共済組合 県(教) 市町村 互助会	7,469	5,890	78.9
乳がん・子宮がん検診	共済組合 県(教)	6,897	3,862	56.0

d 警察本部

健康診断種別	実施主体	対象者数	受診者数	受診率 (%)
結核健康診断	県(警)	31	31	100.0
生活習慣病検診	県(警)	2,881	2,844	98.7
雇入時健康診断	県(警)	133	133	100.0
婦人科検診	県(警)	142	114	80.3
人間ドック	県(警) 共済組合	696	674	96.8
特別健康診断	県(警)	94	92	97.9
VDT作業員健康診断	県(警)	44	44	100.0

(イ) その他の事業の概要(主なもの)

a 知事部局等(教育委員会及び警察本部を除く。)

事業名称	事業概要	実施主体	実施人数
健康診断事後指導	要注意所見のある職員の指導	県	316
健康相談事業	心身の健康に関する相談	県	779
メンタルヘルス講習会	心の健康づくり	県	89
ヘルスアップ教室	心身両面の健康づくり	共済組合	149

b 教育委員会

事業名称	事業概要	実施主体	実施人数
教職員相談	職場や家庭、健康についての相談	県(教)	275
メンタルヘルスセミナー	教職員の心の健康づくり	共済組合	160
教職員健康相談事業	心身の悩みについての相談	共済組合	13

c 警察本部

事業名称	事業概要	実施主体	実施人数
健康管理講習会	健康管理に関する集団教養	県（警）	2, 245
保健指導	心身の健康に関する個別指導	県（警）	431
メンタルヘルス講習会	心の健康づくり	県（警）	108
ヘルスアップセミナー	心身両面の健康づくり	共済組合	171

(2) 公務災害等の状況

区分	平成17年度末 未認定件数	平成18年度中 申請件数	平成18年度中認定状況				平成18年度末 未認定件数
			公務上	公務外	取下げ	計	
公務災害	11	208	207	2	0	209	10
通勤災害	0	19	18	0	0	18	1
合計	11	227	225	2	0	227	11

(3) 職員の利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度により保護されています。

ア 勤務条件に関する措置要求制度

法第46条により、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、任命権者により適当な措置が執られるべきことを要求することができる制度。

イ 不利益処分に対する不服申立て制度

法第49条により、懲戒その他職員の意に反すると認める不利益処分を受けたとき、人事委員会に不服申立てをすることができる制度。

これらの制度に関する平成18年度の状況は「福島県人事委員会の業務報告（平成18年度）」3及び4のとおりです。